

令和8年4月から

リチウムイオン電池使用の充電式小型家電 「発火性危険物」を回収します

1 回収するもの

充電式小型家電(12製品)



モバイル
バッテリー



加熱式たばこ



スマートフォン・
携帯電話



電気シェーバー



ワイヤレス
イヤホン



ハンディファン



電動
歯ブラシ



携帯ゲーム機・
コントローラー



スマート
ウォッチ



タブレット端末・
ノートパソコン



※メーカーや製品により
バッテリー位置が異なる
場合があります。

コードレス掃除機



電動工具

バッテリーのみ

※コードレス掃除機および電動工具は、バッテリーのみを対象とします。

バッテリーが外せないコードレス掃除機は、パイプを外した本体のみを対象とします。

※「上記12製品以外の充電式小型家電から取り外したバッテリー」や、「リチウムイオン電池などの充電式の電池(単体)」も回収の対象とします。

※「加熱式たばこ」には、充電不要の使い捨て型の加熱式たばこも含まれます。

2 回収日・回収場所

「びん・缶」や「ペットボトル」などの資源物回収日に、
指定の回収場所で回収します。



3 出し方

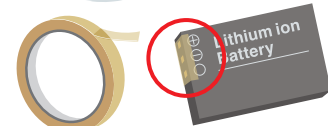
電池を使い切り、透明のビニール袋(袋のサイズ
45cm×30cm以内)に入れて、口をしばってください。
バッテリーや充電式の電池など、端子部分が露出
している場合は、必ずテープなどを貼り、絶縁処理
をしてください。



少しでも膨張・変形したもの、発火の痕跡がある
バッテリー等は絶対に入れないでください。
廃棄物担当課の窓口で回収します。



※中身の見える
ビニール袋に
入れる
記名不要



※端子部分をテープなどで絶縁する

お問い合わせ先

辰野町役場 住民税務課 生活環境係

0266-41-1111
(内線2114・2115)